

『公益法人認定法改正についての大事な話』

開催日

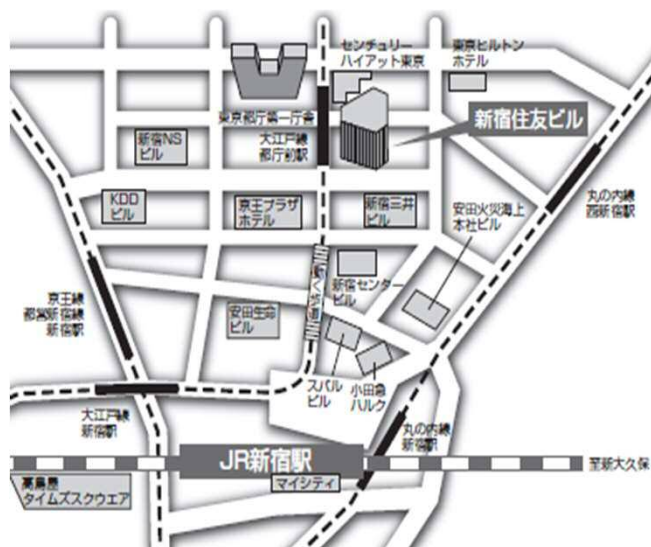
2024/12/9(月)

【開場受付】 13:30～

【スケジュール】 14:00～16:30

【会場】

新宿住友ビル 三井住友海上火災保険㈱
41階会議室(直接お越しください)
東京都新宿区西新宿2-6-1



交通アクセス

- 都営大江戸線「都庁前駅」すぐ
- JR「新宿駅」西口より徒歩8分
- 営団丸の内線「西新宿駅」より徒歩3分
- 〈タイムズアベニュー(地下道)利用〉

【参加料・テキスト代込み】

お一人様につき 5,000円(消費税10%込)

■セミナー内容■

いよいよ来年4月より公益認定法が改正されます。

法改正にあたり、公益社団法人・公益財団法人の方々は
内容をしっかりと理解して準備を進めていく大事な時期となります。

第1部「公益法人認定法のガバナンス面の改正」

(主な項目)

- ・外部理事・監事の導入
- ・会計監査人の設置の拡大
- ・理事と監事の特別利害関係の排除
- ・事業報告の記載の変更
- ・その他認定法改正の概要 など

講師：京橋・宝町法律事務所 梅本 寛人 氏(弁護士)

＜プロフィール＞

平成17年弁護士登録。これまでに(公社)日本照明家協会他複数の公益法人の監事を務めた。近著に「最新 社団法人・財団法人のガバナンスと実務」(中央経済社)

第2部「公益法人認定法の財務面・実務面の改正」

(主な項目) ・収支相償の計算方法変更 ・区分経理の範囲
・遊休財産の新しい考え方 など

講師：金沢 俊弘 氏

元公益財団法人公益法人協会専務理事・事務局長

第3部「社団法人・財団法人等の役員の訴訟リスクに対応する保険について」

社団法人・財団法人法では、組織運営に関わるガバナンス強化の一環として役員(理事・監事・評議員等)の責任が新たに法律上に規定されています。役員は法人運営にあたり役員の職務上の義務に違反した場合に法人や第三者に対する損害賠償責任を個人的に負うことになります。この訴訟リスクに対応する専用の保険について解説します。

講師：三井住友海上最上級ランクTGAゴールド認定代理店
株式会社新都心エージェンシー 専務執行役員 宮部太郎

【お問い合わせ】

いずみ会計事務所(TEL03-5210-2511)まで
東京都千代田区二番町1-2 番町ハイム737号室
URL www.izumi-kaikei.com

お申し込みはFAXにて ⇒ FAX:03-5210-2513

お申込確認後、いずみ会計事務所より請求書をお送りしますので、セミナー開催日前日までに参加料のお振込をお願い致します。
なお、受講票等は発行しておりません。当日はお名刺を持参いただけますようお願い致します。

法人名				決算月	
参加者	役職		お名前		
	役職		お名前		
住所	〒 -				
電話			FAX		
メール					